

救命艇手規則の一部改正【参照条文】

○ 救命艇手規則（昭和三十七年運輸省令第四十七号）（抄）

（救命艇手の選任）

第一条 船員法（以下「法」という。）第百十八条第一項の国土交通省令の定める船舶は、平水区域を航行区域とする船舶以外の次に掲げる船舶とする。

- 一 旅客船
- 二 旅客船以外の最大とう載人員百人以上の船舶

第二条 法第百十八条第一項の国土交通省令の定める員数は、当該船舶に搭載するすべての救命艇、端艇及び救命いかだ（以下「救命艇等」という。）に次に掲げる員数（沿海区域を航行区域とする船舶にあつては、一人）を割り当てることができる員数とする。ただし、最大搭載人員より著しく少ない人員を搭載して航海を行う場合においては、その員数を減ずることができる。

- 一 定員四十人以下の救命艇 二人
- 二 定員四十一人以上六十一人以下の救命艇 三人
- 三 定員六十二人以上八十五人以下の救命艇 四人
- 四 定員八十六人以上の救命艇 五人
- 五 端艇及び救命いかだ 一人

2 前条各号に掲げる船舶で国内各港間のみを航海するものに搭載する膨脹式救命いかだについて前項本文の規定により割り当てるべき員数には、限定救命艇手（膨脹式救命いかだについてのみ割り当てることができる救命艇手という。以下同じ。）の員数を含めることができる。

3 前項に規定する船舶であつて、膨脹式救命いかだへの海員及び旅客の誘導及び乗艇並びに膨脹式救命いかだの運航に關し安全確保のための特別の措置が講じられているものについては、第一項本文の規定にかかわらず、当該船舶に搭載する膨脹式救命いかだに割り当てべき員数を減ずることができる。

4 船舶所有者は、第一項ただし書の場合においては最寄りの地方運輸局長（運輸監理部長を含む。以下同じ。）、前項の場合においては船舶の運航管理の事務を行う事務所の所在地を管轄する地方運輸局長の許可を受けなければならない。

5 船舶所有者は、前項の許可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書二通を地方運輸局長に提出しなければならない。

- 一 船舶の名称、総トン数、用途、航行区域又は従業制限及び最大搭載人員
- 二 就航航路
- 三 搭載する救命艇等の種類及び数
- 四 当該許可に係る航海において搭載する人員（第一項ただし書の規定に係る前項の許可を受けようとする場合に限る。）
- 五 膨脹式救命いかだへの海員及び旅客の誘導及び乗艇並びに膨脹式救命いかだの運航に関し安全確保のため講じられた特別の措置の概要（第三項の規定に係る前項の許可を受けようとする場合に限る。）
- 六 減じようとする救命艇手の員数
- 七 許可を受けようとする航海の期間（第一項ただし書の規定に係る前項の許可を受けようとする場合に限る。）

第四条 次の各号の要件に適合する者以外の者は、救命艇手試験を受けることができない。

- 一 年齢十八年以上であること。
- 二 法第八十三条の健康証明書を受有していること。
- 三 次のいずれかに該当すること。
 - イ 遠洋区域若しくは近海区域を航行区域とする船舶（旅客船にあつては、沿海区域を航行区域とするものを含む。）又は乙区域若しくは甲区域（船舶職員及び小型船舶操縦者法施行令（昭和五十八年政令第十三号）別表第一の配乗表の適用に関する通則12又は13の乙区域又は甲区域をいう。第十三条第一項第三号ロにおいて同じ。）において従業する総トン数五百トン以上の漁船に一年以上甲板部の職員又は部員として乗り組んだ者
 - ロ イの船舶以外の船舶に一年以上甲板部の職員又は部員として乗り組んだ者
 - ハ 船舶に、前条第一号の試験にあつては三年、同条第二号の試験にあつては一年以上乗り組んだ者

（救命艇手資格の認定）

第七条 地方運輸局長は、次の各号の要件に適合する者であつて救命艇手としての業務を遂行する能力を有すると認められるものについて、法第八十三条第三項第二号の規定による救命艇手の資格の認定を行う。

- 一 年齢十八年以上であること。
- 二 法第八十三条の健康証明書を受有していること。
- 三 船舶に六月以上乗り組んだ者であること。
- 四 次のいずれかに該当すること。
 - イ 船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第四百十九号）の規定による海技士（航海）、海技士（機関）、海技士（通信）（船員法及び船舶職員法の一部を改正する法律（昭和五十七年法律第三十九号）による改正前の船舶職員法の規定により現に受けている海技免許に相当する海技従事者の免許を受けた者を除く。）又は海技士（電子通信）の資格に係る

海技士

- ロ 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学、高等専門学校、高等学校又は中等教育学校の後期課程において、救命艇の操作に関する教科課程を修めて卒業した者
- ハ 海技大学校若しくは独立行政法人海技大学校、海員学校若しくは独立行政法人海員学校若しくは独立行政法人海技教育機構、海上保安大学校、海上保安学校又は水産大学校若しくは独立行政法人水産大学校を卒業した者
- ニ イからハまでに掲げる者と同年以上の能力を有すると認められる者
- ホ 第三条第二号に掲げる事項に関する講習で第十二条及び第十三条の規定により国土交通大臣の登録を受けたもの（以下「登録講習」という。）を修了した者（限定救命艇手に限る。）

（救命艇手適任証書）

第九条 救命艇手適任証書の様式は、限定救命艇手以外の救命艇手に関するものにあつては第五号様式、限定救命艇手に関するものにあつては第六号様式とする。

○ 船舶救命設備規則（昭和四十年運輸省令第三十六号）（抄）

（定義）

第一条の二 この省令において「第一種船」とは、国際航海（船舶安全法施行規則第一条第一項の国際航海をいう。以下同じ。）に従事する旅客船をいう。

2 〽 7 （略）

（救命艇及び救命いかだ）

第四十八条 第一種船には、次に掲げる救命艇及び救命いかだを備え付けなければならない。

- 一 各舷に、最大搭載人員の三十七・五パーセントを収容するため十分な救命艇
 - 二 各舷に、最大搭載人員の十二・五パーセントを収容するため十分な救命艇又は救命いかだ
 - 三 最大搭載人員の二十五パーセントを収容するため十分な救命いかだ
- 2 前項の規定によりロールオン・ロールオフ旅客船に備え付ける救命いかだは、自動復原膨脹式救命いかだ、両面膨脹式救命いかだ、自動復原固型救命いかだ又は両面固型救命いかだ（以下「自動復原救命いかだ等」という。）でなければならない。ただし、最大搭載人員の数から救命艇に収容できる人員の数を引いて得た数の人員の五十パーセントを収容するため十分な自動復原救命いかだ等を前項の規定により備え付ける救命いかだに追加して備え付ける場合は、この限りでない。
- 3 前二項の規定により備え付ける救命いかだは、進水装置用膨脹式救命いかだ又は進水装置用固型救命いかだ（以下「進水装置

用救命いかだ」という。)でなければならない。ただし、次に掲げる救命いかだにあつては、この限りでない。

一 水面上四・五メートル未満の甲板上から乗り込む救命いかだ

二 当該救命いかだの定員分の人員が三十分以内に乗り込むことができるように配置された降下式乗込装置により乗り込む救命いかだ

(沿海区域を航行区域とする第一種船に対する緩和)

第五十五条の三 沿海区域を航行区域とする第一種船については、管海官庁は、適当と認める程度に応じて第二十五条第五項、第四十八条から第五十二条まで及び前条の規定の適用を緩和することができる。